

辺野古新基地建設事業に伴う、海砂採取・県外からの埋立用材持ち込みに関する
生物多様性保全の観点からの要請書

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 阿部悦子(環瀬戸内海会議)

大谷正穂(辺野古に土砂を送らせない山口のこえ)

事務局長 松本宣崇

〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 電話・FAX086-243-2927

役員:

城村典文・森紘道(自然と文化を守る奄美会議)

當島勝文(徳之島三町護憲平和フォーラム)

磨島昭広(鹿児島に米軍はいらない県民の会)

大坪満寿子(南大隅を愛する会)

歌野敬(五島列島自然と文化の会)

間 司(「辺野古埋立土砂搬出反対」熊本県連絡協議会)

松本秀樹(辺野古土砂ストップ北九州)

大谷正穂(辺野古に土砂を送らせない山口のこえ)

湯浅一郎・石井 亨(環瀬戸内海会議)

新田秀樹(広島と沖縄をむすぶドウシグラー)

溝渕裕子(辺野古に基地を作らせない香川の会)

富田恒子(小豆島環境と健康を考える会)

柴田天津雄(辺野古のケーソンをつくらせない三重県民の会)

毛利孝雄(辺野古土砂搬出反対！首都圏グループ)

安部真理子(海の生き物を守る会)

辺野古新基地建設事業に反対し、日々ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

私ども辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会は、「どの故郷にも戦争に使う土砂は一粒もない」を合言葉に、西日本各地から辺野古埋立て用土砂を採取する計画に反対し、採取予定県各地の住民・市民団体によって2015年に発足しました。辺野古新基地建設埋め立てによる環境破壊を止めるために、特に外来生物の沖縄島への持ち込み等に係る生物多様性の問題を取り上げて活動を進めてきました。

さて、辺野古新基地問題において代執行開始後の事情の変化として考慮されるべき重要な論点として生物多様性に関する新たな国際合意である昆明・モンリオール生物多様性枠組みや「第六次生物多様性国家戦略 2023-2030」(以下、「新国家戦略」)、さらには「第二次生物多様性おきなわ戦略」(以下、「新おきなわ戦略」)に照らしての整合性の問題があります。

そこで沖縄島における海砂採取、沖縄島外からの埋立て用材持ち込み、及び大浦湾・辺野古沖の埋立てと生物多様性をめぐる上記の国際取り組みとの整合性等に関して、下記のとおり要請します。

記

1. 知事は、辺野古新基地建設事業を阻止するためにどのような方策を取ろうとされているのか、具体的に説明されたい。

2. 県外からの埋立用材持ち込みについて

(1) 県外からの埋立用材持ち込みに際しては、特定外来生物の侵入を防止するために、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づく厳正な対応をとること。

(2) 沖縄防衛局が実施した奄美大島での埋立用材搬入計画に伴う特定外来生物調査からすでに1年半を経過した。調査結果について防衛局に確認すること。

3. 海砂採取に関する問題について

(1) 海砂採取による海洋環境の破壊・生物多様性の損失は、「新国家戦略」や「新おきなわ戦略」との整合性に問題はないのか、その基本的な認識を明らかにすること。

(2) 沖縄島での海砂採取の大半は生物多様性の保全・回復を目的とした近年の国際取組で定めた海洋保護区内で行われている。これは「新おきなわ戦略」に反しており、海洋保護区(共同漁業権区域を含む)での海砂採取を禁止すること。具体的には、「沖縄県海砂利採取要綱」第2条(4)採取海域の条件を「海洋保護区(自然公園区域、自然環境保全区域地域、鳥獣保護区域及び共同漁業権区域)でない区域」に改正すること。

(3) 沖縄島北部を中心に、砂浜の消失、ウミガメ産卵数の減少等が指摘されているが、これらは海砂採取との関連はないのか、県として実態・原因調査を行うこと。

(4) 辺野古新基地建設事業では、ジュゴンの保護のため、沿岸から10km以内の航行はしないとされている。海砂採取についても、沿岸から10km以内での採取を禁止すること。

(5) 海砂採取に伴う汚濁拡散が著しい。濁水還流ポンプの稼働状況確認等、汚濁を防止する措置をとらせること。

(6) 海砂に代わる代替骨材使用問題についてどのような検討を行ってきたかを説明すること。

(7) 「沖縄県における海砂採取のあり方に関する懇談会」(以下、「懇談会」)について

ア 懇談会の委員名を公表すること。また、発言者と発言内容がはっきりと分かる議事内容を公開すること。

イ 公開された「説明資料」(P3)では、「検討フロー全体案」が示されているが、「規制内容の公表に向けた最終確認」は何時頃になると想定しているのかを明らかにされたい。

ウ 海砂採取問題を検討する場合、何よりも「生物多様性国家戦略」、「生物多様性おきなわ戦略」等に基づいた検討が必要である。しかし、「説明資料」には、「経済活動への影響」が強調されている一方、「生物多様性の保全・回復」について全く触れていないのは何故か？

エ 懇談会の議論を見ていると、これから調査を始め、その上で規制の在り方を考えていくというのがロードマップに見える。しかし、懇談会がまず行うべきことは、それとは別に本要請書3.(2)「海洋保護区の中で海砂採取をすることの是非」につき優先的に検討することであることを認識すること。

オ 海砂採取問題については、ここ数年、地域住民や環境団体の取組が進んでいる。しかし「説明資料」には、こうした市民・団体の動きについて全く触れていない。今後、地域住民や環境団体の声をどのように取り入れるのか、明らかにされたい。

(8) 全国的にも海砂採取は環境への影響があまりに大きいとして中止の方向にあるが、沖縄県におけるロードマップを明らかにすること。

4. 大浦湾側の埋立継続で隣接する海洋保護区の生物多様性損失が起こることを検討すること

大浦湾の「臨時制限区域」は海洋保護区と接しており、工事に伴う濁りは海洋保護区に流出しているはずである。元々、大浦湾一帯はジュゴンやアオウミガメの生息に深く関わり、多様なサンゴが生息し、日本初のホープスポット(希望の海)に認定されている。大浦湾側の生態系を根こそぎ埋立て、垂直護岸で囲めば、海水の動きや物質循環の構造を改変し、隣接する大浦湾一帯の生態系に大きな影響をもたらすはずである。この行為は、「新国家戦略」や「新おきなわ戦略」に反するものであるのではないかを検討すること。

以上